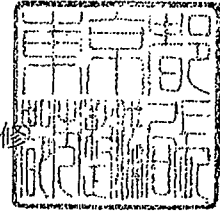




16都市政広第444号
平成16年10月15日

(社) 東京建設業協会会長 様

東京都都市整備局長
梶山 修



「東京都建設泥土リサイクル指針」の改定について（通知）

都内では、社会資本等の整備及び更新などに伴い、大量の建設副産物等が発生していますが、東京の持続ある発展と都民の安全で快適な生活を確保していくためには、社会資本等の整備及び更新などのあらゆる過程において、建設資源の循環利用を進めていく必要があります。

都は、これまで、「東京都建設リサイクル推進計画」（平成10年11月策定、平成15年5月改定。）及び「東京都建設リサイクルガイドライン」（平成11年12月策定、平成16年4月改定。以下「ガイドライン」という。）等に基づき、積極的に建設資源循環に取り組んできました。

また、このうち、建設泥土については、「東京都建設泥土リサイクル指針」（平成13年3月策定、平成15年5月改定。以下「泥土指針」という。）を定め、これに基づき積極的に建設泥土のリサイクルに努めてきたところですが、ガイドラインが平成16年4月に改定され整合を図る必要があること、建設泥土処理技術が進歩していること、海面処分場の覆土に建設発生土及び建設泥土改良土を使用することになったこと、建設泥土の海洋投入を禁止したことなどの要因から建設泥土のリサイクルに係る諸施策の見直しが求められてきました。

このため、都は、泥土指針の見直しを行いこれを改定したので、貴団体におかれましては、都関連工事（都、都監理団体、区市町村発注工事）の施行に当たっては、泥土指針に基づき、建設泥土のリサイクル促進に努めるようお願いいたします。

記

1 適用日 泥土指針は、平成16年11月1以降に起工する工事から適用します。

注) 泥土指針は、都関連工事のみに適用され、これ以外の他機関関連発注工事、民間工事には適用されませんので注意願います。

(事務局注)

指針の内容については、12月中にHPに掲載される予定です。

(連絡先)

東京都都市整備局 都市づくり政策部
広域調整課 建設副産物係 宮田
電話 03-5321-1111 内線 30-235~6
直通 03-5388-3231 FAX 03-5388-1351